

香芝市上下水道事業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき香芝市上下水道部検針及び開閉栓等業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長

香芝市長 福岡 憲 宏

1. 委託した業務

- ・開閉栓業務
- ・水道料金等収納及び滞納整理業務
- ・採水業務(毎日検査)
- ・検針業務
- ・量水器取替業務
- ・上下水道部受付等業務

2. 委託を受けた者

大阪府豊中市服部本町二丁目8番19号
関西水道用品株式会社

3. 委託した期間

令和5年4月1日から
令和6年3月31日